

一中だより

令和8年6月3日

第4号



作成者：荒川区立第一中学校長 小柴 憲一

学校における幼児・児童・生徒等への健康・衛生管理の役割

学校において子どもの健康を管理する、そして発育発達を促進するための制度は、明治5年に発布された「学制」、その後「教育令」、さらに明治19年の「学校令」の公布など、学校教育制度が整備される中で、「学校衛生」として、明治時代に整えられてきました。ただし、当時の就学率は、明治10年で約4割とも言われており、制度は整ったものの、学校は十分な役割は果たせなかったとも言えます。

その後、昭和20年に終戦をむかえ、我が国の国民生活は食糧不足、物資不足等が深刻な問題となりました。また、敗戦を原因とする貧困状態、被災者(戦災者)、引き揚げ者、失業者、復員軍人、障がい者等々、生活苦は国民全域に渡ったとも言われています。特に、戦争による最大の被害者は子どもであり、戦争孤児、貧困児童、病弱児童、貧困のため学校に通えない子ども、飢えにより非行や犯罪をおかしてしまう子どもなども社会問題となりました。

そのような中、昭和22年、まだ物資不足・飢餓状態が続く中、3月31日教育基本法、そして学校教育法が公布され、翌日、4月1日に両法は施行されました。その学校教育法の第十二条で「学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進を図るため、身体検査を行い、及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない」と示されたのです。

明治時代の「学校衛生」は、現在の「学校保健」となり、昭和33年には学校保健法(現在の「学校保健安全法」)が制定され、学校教育法第十二条について、新たな法による整備が図られました。そして、現在の学校保健安全法では

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。
第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

と定められ、さらに学校保健安全法施行規則において、

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該時期に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次の通りとする。

- 一 身長及び体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び張力
- 五 目の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

と、健康診断の時期や検査項目が明記されるとともに、第二十三条・第二十四条で、学校医・学校歯科医並びに学校薬剤師の職務執行の準則も定められました。

こうして現在は、明治時代の制度ではなく、法整備された中で、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の皆様、そして検査機関の方々にお力添えをいただき、幼児・児童・生徒の健康を管理するとともに、学校内の衛生状況を整えています。

本校では、学校薬剤師の方からの衛生状況に関するご指導を受け、速やかに改善を図っております。また、学校医・学校歯科医の皆様による検診結果や検査機関による検査結果については、その記録を学校で管理するとともに、必要な情報は保護者の皆様にお知らせいたしております。しかし、学校は治療をすることはできません。また、健康診断はあくまでもスクリーニングテストなので、該当のお子さんの保護者の方におかれましては、成長期にある子どもたちのためにも、医療機関を受診していただき、適切な助言をいただいたり、精密検査や治療をしていただいたりするなど、早めの措置を執っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

すでに、ご存じのこととは思いますが、改めて感謝の気持ちも込めまして、本校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の皆様を紹介いたします。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の皆様

内科	稲富 由香 先生
耳鼻科	池田 敦子 先生
眼科	菅原 通孝 先生
歯科	林邊 勝 先生
薬剤師	飯塚 清美 先生

期末考査に向けて

今月の22日(月)～24日(水)に期末考査を実施します。

区内の中学校では、1学期の中間考査を実施しない学校もある中で、本校では中間考査を実施していますので、5教科の評価・評定について中間・期末の定期考査の影響は大きいと思います。もちろん、授業中に提出した課題の達成度、小テストの結果、宿題の提出状況とその内容など、評価・評定は様々な要素をもとに算出しますが、2回の定期考査の結果は3つの観点の評価要素の多くを占めますし、当然、評定にも大きくかかわってくるということです。

特に、3年生につきましては、1学期の評価・評定が進学先を検討する際の参考資料となりますし、2学期の三者面談でも判断材料の一つとなります。

是非、2週間前からといわず今から、期末考査に向けた準備をさせてあげてください。

また、音楽、美術、保健体育、技術・家庭を軽んじるお子さんがたまにいますが、都立高校の学力検査の際、これらの技能教科の評定は2倍にして換算して内申点としますので、力を抜いていると大変なことになります。例えば、音楽の評定が「2」の子どもと「4」の子どもでは、学力検査の換算内申点では「4」と「8」になるので大きな差になることを十分踏まえておいてください。

昨年度の3年生の面接練習をしても、「1学期から勉強しておけばよかった」「ちゃんと作品を提出しておけばよかった」あるいは「1年生の時から進路先を考えて勉強しておけばよかった」など、後悔の念を話している受験生がいましたので、今の子どもたちが同じ後悔をしないようにするため、保護者の皆様にお伝えいたしました。

お知らせ

- 先方の都合で中止となってしまいましたが、5月15日(金)・18日(月)に行われる予定だった、ジョイフル三の輪商店街におけるドラマ撮影見学に、以下の子どもたちがボランティアとして応募しました。
1年・・・金 ことは、中村 好汰、香山 紗輝、佐藤 きなり、石井 葵、堀越 柚希、吉田 雛菊
2年・・・小澤 武流